

令和 9 年度

喜多方市 放課後児童クラブ利用案内

一斉受付期間

○令和 8 年 10 月 1 日(木)～令和 8 年 10 月 30 日(金)

※記入漏れや添付書類に不備がある場合は受付できませんので、期日に余裕を持ってお申し込みください。

提出書類チェックリスト（※提出前にご確認ください）

全員必須	☐ 申請書一式（登録申請書・児童健康状態等調査票・児童家庭調査票）
全員必須	☐ 同意書
いずれか 1 点	☐ 就労証明書
	☐ 母子手帳の写し
	☐ 医師の診断書等
	☐ 障がい者手帳・障害年金証書の写し
	☐ 介護保険被保険者証の写し
	☐ 罹災証明書等
	☐ 在学証明書・カリキュラム表等
該当者のみ	☐ 生活保護受給者証明書
該当者のみ	☐ 同居・同学区内祖父母の就労証明書等
該当者のみ	☐ 利用希望児童の障がい者手帳・療育手帳の写し

申請受付先		受付時間
喜多方市役所こども課	Tel(0241)23-5114	土、日、祝日を除く 8 : 30～17 : 15
熱塩加納総合支所住民課	Tel(0241)36-2112	
塩川総合支所住民課	Tel(0241)27-2019	
山都総合支所住民課	Tel(0241)38-3825	
高郷総合支所住民課	Tel(0241)44-2113	
各 児 童 ク ラ ブ		日、祝日を除く 13 : 00～18 : 00

放課後児童クラブとは

保護者の就労等により放課後に家庭保育が困難な児童に、支援員のもとで適切な「遊び」と「生活」の場所を提供し、児童の健全な育成を図るためのものです。

目次

1	市内の児童クラブ一覧.....	- 1 -
2	利用要件.....	- 2 -
3	利用期間.....	- 2 -
	（１）開館期間.....	- 2 -
	（２）開館時間.....	- 2 -
4	利用者負担金.....	- 3 -
	（１）経費.....	- 3 -
	（２）納入方法.....	- 3 -
5	申請から利用までの流れ.....	- 4 -
	（１）児童クラブの申請から利用までの流れ（４月から利用する場合）.....	- 4 -
	（２）年度途中（５月～３月）の利用を希望する場合.....	- 4 -
	（３）待機となった場合.....	- 4 -
6	申請に必要な書類.....	- 5 -
7	利用のお願い・注意事項.....	- 6 -
8	手続きなど.....	- 7 -
	（１）登録内容に変更が生じたとき.....	- 7 -
	（２）児童クラブの退会.....	- 7 -
	（３）長期欠席.....	- 7 -
9	よくある質問（Q&A）.....	- 8 -
10	申請書の記入例.....	-10-

1 市内の児童クラブ一覧

原則、通学する小学校の学区にある児童クラブを登録によりご利用いただきます。

児童クラブ名	実施施設	電話番号	定員	受入学年	対象学区
中央	中央児童クラブ館 字小田付道上 6998-4	0241-22-1766	50	1～3	第一小
しきみ	NTT 喜多方ビル内 字沼田 6955	0241-22-1851	100	1～3 ※ ¹	
	第一小学校内 字水上 6868	0241-22-0225	35	4～6 ※ ¹	
喜多方	喜多方児童クラブ館 字柳原 7510-1	0241-22-8055	80	1～3 ※ ¹	第二小
	第二小学校内 六百苅 7373		20	4～6 ※ ¹	
松山	松山児童クラブ館 松山町村松字大坪 1943-1	0241-23-2191	60	1～6	松山小
上三宮	上三宮児童クラブ館 上三宮町上三宮字五郎宮 143	0241-23-1367	40	1～6	上三宮小
岩月	岩月児童クラブ館 岩月町喜多方字林崎 604-5	0241-23-1368	40	1～6	第三小
関柴	関柴小学校内 関柴町三津井字下政所 850	080-5734-4240	30	1～6	関柴小
熊倉	熊倉児童クラブ館 熊倉町熊倉字太竹 1362-2	0241-25-7729	40	1～6	熊倉小
慶徳	慶徳児童クラブ館 慶徳町豊岡字今町 360-1	0241-24-2485	40	1～6	慶徳小
豊川	豊川児童クラブ館 豊川町一井字間々ノ上 660-1	0241-24-2590	40	1～6	豊川小
熱塩加納	熱塩加納小学校内 熱塩加納町加納字西土合甲 1325	090-9201-3164	35	1～6	熱塩加納小
塩川	塩川児童クラブ館 塩川町字身神 325-2	0241-27-8131	180	1～6	塩川小
	塩川保健福祉センター内 塩川町字身神 300-1	0241-28-1561			
堂島	堂島児童クラブ館 塩川町四奈川字前田 2180-1	0241-27-8520	40	1～6	堂島小
姥堂	姥堂小学校内 塩川町小府根字曾谷田 151-1	080-3326-5471	25	1～6	姥堂小
駒形	駒形児童クラブ館 塩川町中屋沢字二百刈丙 396	0241-27-3781	50	1～6	駒形小
やまと	山都小学校内 山都町字上ノ原西 905-2	0241-38-2611	35	1～6	山都小
高郷	高郷児童クラブ館 高郷町上郷字前林戊 293-3	0241-44-2142	40	1～6	高郷小

※¹ 申請状況により、施設の受入学年が変更になる場合があります。

2 利用要件

喜多方市内に住所のある小学生または転入予定（利用開始日までに喜多方市に住民登録していること。ただし、原発避難者特例法に基づく避難住民はこの限りではない）の小学生で、保護者が以下の理由のいずれかに該当している児童。

保護者の状況	保育できない理由
就労	労働していることを常態としているため。
妊娠・出産	母親が出産前後のため。 ※産前6週（多胎の場合14週）の属する月から産後8週の属する月。 ※育児休業期間中は原則利用できません。
疾病	保護者の病気、負傷または心身障がいなどで、児童の保育を必要とするため。
看護・介護	親族を介護・看護しなければならないため。
災害復旧	災害復旧に従事しているため。
求職活動	求職活動または起業準備をしているため。 ※効力発生日から90日を経過する日の属する月の末日まで利用可能です。
就学・職業訓練	職業訓練校または専門学校等に通学しているため。 ※自宅学習や趣味の講座・カルチャースクールは対象外です。

3 利用期間

（1）開館期間

令和9年4月2日～令和10年3月31日

※日曜日、祝日および年末年始などの休日を除きます。

（2）開館時間

開設日	開設時間
学 校 登 校 日	下校時～午後6時
土 曜 日 ・ 小学校の長期学校休業日 ・ 小学校振替休業日	午前8時～午後6時

※ 学校行事や天災、感染症対策等の都合により、開館時間が変更・合同開館となる場合があります。

4 利用者負担金

児童クラブ運営に関する費用は、国・県からの補助金や市税等の公費のほか、利用者の皆様の保護者負担金によって賄われています。

(1) 経費（令和8年9月現在 ※今後変更になる可能性がございます。）

項目	金額
保護者負担金	1人につき月額2,000円 2人目以降は月額1,000円
諸経費 (教材費・おやつ代)	児童1人につき月額750円

※ 月途中での児童クラブ入所・退所の場合も月額で徴収します。（日割りはありません。）

※その他、保護者会費などは必要に応じて各児童クラブで徴収します。

※おやつの日が月1回あり、行事などの際に児童クラブで準備・提供いたします。

おやつ代には、季節の行事のプレゼントとしての持ち帰りのおやつも含まれます。

※生活保護世帯については、保護者負担金が減免となります。

(2) 納入方法

①保護者負担金は、原則口座振替での納入をお願いします。

※振替ができなかった場合は児童クラブを通じて納付書を交付しますので、ゆうちょ銀行を除く市内各金融機関または市役所会計窓口（総合支所会計窓口も可）で納入してください。

②諸経費は、各児童クラブによりまとめて納入いただきます。

③経費の支払いが滞る場合には児童クラブを退会していただくこともあります。

④登録申請時に経費の滞納がある世帯は、すでに退会した兄弟姉妹の滞納分を含め、登録を認めません。

経費の支払期限は下記のとおり項目によって異なります。

項目	支払先	支払い方法	支払期限
保護者負担金	喜多方市	口座振替	毎月末日
諸経費	各児童クラブ	現金払	各児童クラブ指定日

5 申請から利用までの流れ

(1) 児童クラブの申請から利用までの流れ（4月から利用する場合）

1	申請書類の配布	配布場所：各児童クラブ、市こども課、各総合支所住民課 ※ 市ホームページからもダウンロード可 ※ 9月下旬頃に配布します
2	申請の受付	○一斉受付期間 令和8年10月1日(木)～令和8年10月30日(金) ※期間後の申請は随時受付となりますが、期限内の申請を優先的に審査します。 ※一斉受付期間内に受付されても、定員を超える申込数であった場合には、待機となる場合がございます。 ●受付場所 各児童クラブ、市役所こども課、各総合支所住民課 <u>※書類不足の場合は受付できません。</u>
3	審査	・申請書類を審査し、児童クラブを利用する必要性が高い児童から、定員数に応じて利用を決定します。 審査基準：学年、児童の世帯状況、勤務時間など
4	決定通知	・一斉受付にかかる利用可否については、令和9年2月末頃までに通知します。 ※随時受付の場合は、随時可否を通知します

(2) 年度途中（5月～3月）の利用を希望する場合

- ・年度途中の登録を希望する場合は、登録希望月の前月の15日までに申請書等を提出してください。※書類不足の場合は受付できません。
- ・登録決定または待機については、その都度利用調整を行い、郵送で通知します。
- ・令和10年3月に利用希望の場合でも、令和9年度中の利用希望のため、一斉受付期間に提出してください。一斉受付期間後の申請の場合、定員により利用希望月からの利用ができない可能性もあります。

(3) 待機となった場合

待機中は、希望する児童クラブに欠員がでるたびに選考を行い、利用可能となった時点で通知します。令和9年度利用の申込書類は、令和10年3月末まで有効です。

令和10年4月以降の利用については、改めて申込みが必要です。

6 申請に必要な書類

提出される前に、必要書類がすべて揃っているかをご確認ください。

提出書類に不足がある場合は、受付できませんのでご注意ください。

※ 下記のほかに、必要な書類がある場合は別途お願いすることがあります。

対象者	書類の種別
全員	・登録申請書 ・児童健康状態等調査票 ・児童家庭調査票（両面2枚） ・同意書 ・保育を必要とする証明書類（下表参照）
該当者のみ	【児童の祖父母が同学区内在住または同居の場合で保育できない場合】 ・保育を必要とする証明書類（下表参照） 【生活保護を受給している場合】 ・受給者証明書（社会福祉課または各総合支所住民課で発行） 【児童に障がいがある場合】 ・障がい者手帳、療育手帳の写し

【保育を必要とする証明書類】

保護者の人数分それぞれに必要です。

申請書類及び証明書類に虚偽があった場合は、利用が取消しになることがあります。

申請児童数に関係なく、父母(祖父母※提出該当者のみ)各1部ずつの提出で構いません。

きょうだいが認定こども園等へ申込みの際、市こども課もしくは各総合支所住民課へ最新の就労証明書を提出している場合は、登録申請書の「申請理由」欄の該当箇所（こども課に提出済）と記載していただければ、改めて提出していただく必要はありません。

保護者の状況	必要な書類
就労	就労(内定)証明書（発行から3か月以内のもの） ※事業主からの証明 ※育児休業取得（予定）期間・復職予定年月日の記載がされていること。
妊娠・出産	母子健康手帳の写し ※父母の名前と出産予定日が記載されているページ
疾病	医師の診断書等 ※疾病の名称、療養期間、家庭で保育ができない旨が記載されていること。
障がい	障がいの程度がわかる手帳または障害年金証書等の写し等
看護・介護	対象者の介護保険被保険者証の写し(要介護度がわかる箇所) 医師の診断書もしくは障がいの程度がわかる手帳の写し
災害復旧	罹災証明書等
求職活動	求職中であることがわかる書類（ハローワーク受付票等） ※効力発生日から90日目が属する月の月末までに限ります。 起業準備の場合は、開業予定であることが分かる書類
就学・職業訓練	在学証明書 カリキュラム表など保育できない時間・日数が確認できる書類
その他	保育が必要であると証明できる書類

7 利用のお願い・注意事項

児童クラブは、限られた施設・環境の中で少数の支援員で運営しています。

利用上のルールをご理解いただくとともに皆様のご協力をお願いいたします。

- ① 利用に不安がある場合や個別に配慮が必要な場合は、お申し込みの前にお子様と一緒に児童クラブ内を見学することができます。見学する際は、事前に児童クラブまたは総合支所住民課へお問い合わせの上、日程調整をお願いします。
- ② 放課後等児童デイサービスや児童の習い事等との併用も可能です。利用が決まっている方や併用を検討している方は、お申し込み時にお伝えください。
ただし、児童クラブ利用時間中に他施設利用や外出・移動等は例外になるので、途中退出中に発生した事故等の責任は保護者の責任となります。
また、保護者や祖父母等がそのような送迎に対応可能な場合は、家庭保育が可能と判断しますのでご家庭で保育をお願いします。
- ③ 特別な事情がない限り帰宅時間が最も早い保護者のお迎えをお願いします。併せて、児童の安全のために出欠や降館時間、お迎えの方と時間を把握しておりますので、いつもと変更がある場合は必ず保護者から児童クラブへ連絡をお願いします。
- ④ 感染症等により児童が在籍する学級・学年が閉鎖となる期間については、児童クラブが開館していても利用できません。感染拡大を防ぐための措置であることから、ご自宅で過ごしていただくようになります。なお、状況によっては児童クラブを臨時的に閉館する場合があります。
- ⑤ 台風や大雪等の自然災害により小学校が臨時休校の場合、原則として児童クラブも閉館とします。また、大規模災害の恐れがある場合や、児童クラブに被害が生じている場合などは、児童クラブを閉館とすることがあります。
- ⑥ 児童クラブでの準備物は、各施設により異なりますので、施設にご確認ください。
- ⑦ 児童クラブを利用中、他人の物や施設を損傷した場合は状況により弁償していただくことがあります。
- ⑧ 児童が安全安心に施設を利用するため、児童クラブが必要とする個人情報の提供に協力いただくことがあります。
- ⑨ 児童クラブの利用に関して必要な場合は、入所児童について関係機関（市や小学校等）が情報共有することがあります。
- ⑩ 児童クラブは集団生活の場であり、原則、個別に児童の保育をすることはできませんのでご承知おきください。
- ⑪ 児童クラブ管内および児童クラブ利用児童の写真を SNS に掲載しないようご協力ください。
- ⑫ 児童クラブの様子を市のホームページ・広報等で掲載する可能性がございますのでご承知おきください。

8 手続きなど

(1) 登録内容に変更が生じたとき

児童クラブへ登録する事由や家庭状況などに変更が生じたときは、関係書類を添えて各児童クラブに速やかに提出してください。必要な書類はお問い合わせください。

- ① 市内で転居したとき（※市外に転出の場合は原則、退会となります）
- ② 勤務先・勤務状況（勤務時間や日数、雇用期間など）を変更したとき

※有期の雇用期間が切れた場合にも、就労証明書の再提出をお願いします。

- ③ 家庭状況（保護者の死亡、離婚、再婚、世帯員の異動など）に変更があったとき
- ④ 登録申請時の内容に変更（※退職等により求職活動となるなど）があったとき
- ⑤ その他、市や児童クラブから提出を依頼されたとき

(2) 児童クラブの退会

次の①から③のいずれかの事由に該当する場合は、原則、児童クラブを退会いただくことになりますので、各児童クラブまたは各総合支所住民課に「退会届」を提出してください。

ただし、年度末には全員が自動的に退会となりますので、退会届の提出は不要です。

退会届の提出がない場合、利用者負担金がかかります。また、日付を遡った退会届の提出はできませんのでご注意ください。なお、退会の際は、経費の未納がないようにご注意ください。

- ① 市外へ転出するとき
- ② 家庭で保育が可能となったとき
- ③ 登録が必要な事由に該当しなくなったとき

また、次の①から⑤のいずれかに該当する場合は、登録許可の取消しに値するため、「退会届」の提出がなくとも退会となります。

- ① 他の児童または職員に対し、危険を及ぼす行為が継続する児童
- ② 児童または保護者において、市および各児童クラブで定められているルールを守れない状況が続く場合
- ③ 正当な理由がなく経費の支払いが滞るとき
- ④ 虚偽の報告があったとき
- ⑤ 市長が、児童クラブの運営上支障があると認めるとき

(3) 長期欠席

児童の病気やケガなど、やむを得ない事情により1か月以上欠席する必要がある場合は、退会せず、継続利用することができます。在籍している児童クラブに事情をご相談ください。

ただし、欠席期間中も負担金等の経費は発生します。また、児童クラブにご相談がない場合には、登録継続の意思確認として連絡を差し上げることがございます。

9 よくある質問 (Q & A)

Q 1 申し込みれば必ず利用できますか？

A 1 申込みの人数によっては、利用できない場合がありますので予めご了承ください。

Q 2 きょうだい同時の申込みですが、どちらかが利用できないこともありますか？

A 2 定員を超えての申込みがあった場合、どちらかが利用できない場合もございます。

なお、一斉受付期間後に申込みされた場合は、学年等を考慮できなくなり、待機になる可能性が高くなります。

Q 3 申込みの順番が早い方が優先されますか？

A 3 一斉受付期間中の申込みについては、申込みの順番は考慮しません。

なお、一斉受付期間終了後に申込みされた場合で、希望の児童クラブが定員に達している場合は、欠員が出た時点で待機している児童の中から利用する必要性の高い児童から順に利用を決定しますが、その際に申込みの順番を考慮する場合があります。

Q 4 育児休業中でも申込みできますか？

A 4 母の産前産後（※産前6週の属する月から産後8週の属する月まで。）の期間は利用できますが、希望する児童クラブの登録状況によっては利用できない場合もございます。

また、利用希望月に職場復帰することを条件にあらかじめ申込みすることはできます。（※申込時に添付した就労証明書の「復職年月日」欄が属する月から利用することが可能です。）

就労証明書の提出がない場合や児童クラブの利用を開始してから育児休業を取得していることが判明した場合は入所を取り消す場合があります。

Q 5 1か月後に喜多方市内に転入予定です。児童クラブの利用は可能でしょうか。

A 5 空き状況によりますが、小学校への転校日から利用可能です。事前に市または各総合支所へお問い合わせください

Q 6 父が就労、母は専業主婦ですが、子どもを児童クラブに申請することはできますか？

A 6 児童クラブは、保護者が就労などにより日中いない家庭の児童をお預かりしていますので、この場合は申請できません。

ただし、お母さまが職業訓練に通う場合や病気で長期間入院するという期間があり、保護者が日中いない場合には、児童クラブの状況によりその期間のみ利用することは可能ですが、確約はできません。

Q 7 夏休み中だけの登録は可能でしょうか？

A 7 児童クラブの定員に空きがあれば可能ですのであらかじめ市（支所）へご相談ください。ただし、経費については活動内容などにより通年利用の児童と異なりますので、ご理解ください。なお、通年登録予定で1か月以上利用がなければ登録の意思確認のため、ご連絡を差し上げることがあります。

Q8 子どもは学区外通学をしています。どこの児童クラブが利用できますか？

A8 通学している小学校の学区にある児童クラブを利用できます。

Q9 きょうだい3人預けたいです。費用はどのくらいになりますか？

A9 最初の登録月のお支払い額は、保護者負担金が口座振替で4,000円（内訳：1人目2,000円、2・3人目各1,000円）、諸経費が児童クラブに現金払で9,000円（内訳：諸経費ひとり月額750円×4か月×3人）のため、3人分合わせて13,000円になります。（※令和8年9月現在の保護者負担金および諸経費の金額となります。）

なお児童クラブにより、保護者会費等その他費用が発生する場合がありますので、児童クラブにご確認ください。

Q10 うちよりも後に申し込んだ3年生が児童クラブを利用しているのはなぜでしょうか？

A10 受付順での利用ではありません。喜多方市放課後児童クラブ登録に関する審査基準に基づいて登録しています。今まで継続して利用していた児童も4年生以上の高学年になると、継続しての利用が難しい場合があります。

Q11 児童クラブ登録後、父が転職しました。どのような書類を提出したらよいですか？

A11 新しい勤務先の就労証明書が必要です。児童クラブの職員から就労証明書の用紙をもらい（喜多方市ホームページからダウンロードすることも可能です）、勤務先に記入を依頼し、児童クラブへ提出をお願いします。緊急連絡先などの変更もあれば、その際に児童クラブの職員へお伝えください。

Q12 登録決定を受けたが、市外へ転出することになった。手続きは必要ですか？

A12 利用を希望しなくなった場合は、市こども課または各総合支所住民課へ利用取下げの連絡をしてください。

なお、利用開始日以降は「児童クラブ退会届」を市こども課または各総合支所住民課、各児童クラブのいずれかへ提出してください。※利用開始日以降は負担金が発生します。

Q13 児童クラブでケガをしたらどうなるのでしょうか？保険はあるのでしょうか？

A13 児童クラブの管理下で行われる団体活動と、自宅と団体活動との通常の経路往復中の傷害・賠償責任事故を補償する「スポーツ安全保険」に加入します。原則として、決定通知の登録日から加入になります。なお、児童をお預かりする下校時（一日生活指導日は8時）から18時までの適用となりますので、適用時間外については保護者の管理下となります。

また、保険の対象になるのか、保険金がいくらかは保険会社の判断となります。

登録番号	
------	--

第 1 号 様 式 (第7条関係)

喜多方市放課後児童クラブ登録申請書

令和 8 年 10 月 15 日

喜多方市長

様

〒
喜多方市

住所 字御清水東7244-2

◆一人でも利用継続児童がいる場合、
保護者負担金の口座振替の口座名
義人をご記入ください。

キタカタ イチロウ

喜多方 一郎

申請に関する問合せ

090-****-####

児童クラブの登録について次のとおり申請します。

◆一番早い利用日は4月2日です。

児童クラブ名	喜多方	児童クラブ	利用開始希望日	令和 9 年 4 月 2 日 ~	
※通学している学区の児童クラブになります					
申請児童	フリガナ	キタカタ タロウ	男	生年月日	平成 30 年 5 月 5 日
	氏名	喜多方 太郎	女	学年	3 年
	フリガナ	キタカタ ハナコ	男	生年月日	平成 2 年 4 月 5 日
	氏名	喜多方 花子	女	学年	1 年
◆希望する曜日に○をつけてください。		◆令和9年度に何年生になるか記入してください。		◆令和8年度に利用されていない児童は「新規申込」になります。	

利用予定曜日

月・火・水・木・金・土

お迎え時間

午後 5 時 30 分頃

家族の状況（申請児童は除く）

フリガナ 氏名 ※1	児童との 続柄	年齢	申請理由 ※2	勤務先名または学校名	勤務先等の電話番号 個人の携帯番号
キタカタ イチロウ 喜多方 一郎	父	45	1	塩川工業(株)	0241-27-2019 090-****-####
キタカタ ヨシコ 喜多方 良子	母	42	1	(株)山都電気	0241-38-3821 080-++++-%%%
キタカタ サクラ 喜多方 さくら	妹	3		〇〇保育園	
キタカタ ケンタロウ 喜多方 健太郎	祖父	70	1	喜多方ファーム	0241-23-5114 090-XXXX-????
◆申請日時点の年齢を記入してください。		◆児童と同居する成人が、放課後に児童を保育できない理由を申請理由から番号を選んで記入してください。			

※1 保護者および登録児童と一緒に生活している全ての方(申請児童を除く。)を記入してください。

※2 一緒に生活する父母および成人のみ申請理由欄に該当する以下の理由番号を記入してください。

該当する番号を申込理由欄に記入してください。

- ①就労のため (こども課に提出済)
- 2 傷病・障がい等のため
- 3 同居の親族を常時看護・介護しているため
- 4 就学や職業訓練等のため
- 5 出産前後のため
- 6 その他 ()

* * 注意事項 * *

- ・黒の消えないボールペンで記入してください。
- ・保育を必要とする証明書類の提出について、父母(同居・同学区内の場合は祖父母も)提出してください。
- ・添付書類の不足や記載漏れがある場合、受付できません。
- ・提出期限を厳守してください。

児童健康状態等調査票

児童の健康状態等について、該当する事項を○で囲み、できるだけ詳しく記入してください。

申請児童 1	児童名	喜多方 太郎	血液型	A	型	就学前の 利用施設	〇〇保育園
			平熱	36.5	℃		
	健康状態等	性 格	内気 ・ 活発 ・ その他 ()				
		持 病	無 ・ 有 (春に花粉症が出ます)				
		日常的な服薬	無 ・ 有 ()				
		支援の必要	無 ・ 有 (☐ 学級補助員配置 ☐ 通級指導教室)				
		食物アレルギー	無 ・ 有 ()				
	障がい等	障がい者手帳(予定)	無 ・ 有 (身体 ・ 療育)				
		特別支援学級在籍(予定)	無 有 (知的 ・ 情緒)				
	その他、お子さんの得意なことや苦手なこと、特性や配慮すべき点があれば記入してください。 周りが騒がしいとイライラすることがあります。						
申請児童 2	児童名	喜多方 花子	血液型	AB	型	就学前の 利用施設	〇〇こども園
			平熱	36.6	℃		
	健康状態等	性 格	内気 ・ 活発 ・ その他 ()				
		持 病	無 ・ 有 ()				
		日常的な服薬	無 ・ 有 ()				
		支援の必要	無 ・ 有 (☐ 学級補助員配置 ☒ 通級指導教室)				
		食物アレルギー	無 ・ 有 ()				
	障がい等	障がい者手帳(予定)	無 ・ 有 (身体 ・ 療育)				
		特別支援学級在籍(予定)	無 有 (知的 ・ 情緒)				
	その他、お子さんの得意なことや苦手なこと、特性や配慮すべき点があれば記入してください。						
申請児童 3	児童名		血液型		型	就学前の 利用施設	
			平熱		℃		
	健康状態等	性 格	内気 ・ 活発 ・ その他 ()				
		持 病	無 ・ 有 ()				
		日常的な服薬	無 ・ 有 ()				
		支援の必要	無 ・ 有 (☐ 学級補助員配置 ☐ 通級指導教室)				
		食物アレルギー	無 ・ 有 ()				
	障がい等	障がい者手帳(予定)	無 ・ 有 (身体 ・ 療育)				
		特別支援学級在籍(予定)	無 有 (知的 ・ 情緒)				
	その他、お子さんの得意なことや苦手なこと、特性や配慮すべき点があれば記入してください。						

◆お子さんが、児童クラブ利用中に急病や大きなケガをした際や児童クラブに忘れ物をした際に連絡を差し上げることがあります。※1回でもお迎えに来る可能性がある方については必ず記載してください。

緊急時の連絡先

優先 順位	氏名 (続柄)	電話番号 1	電話番号 2
1	喜多方 良子 (母)	携帯 ・ 勤務先 ・ 自宅 080-++++-%%%	携帯 ・ 勤務先 ・ 自宅 0241-38-3821
2	喜多方 一郎 (父)	携帯 ・ 勤務先 ・ 自宅 090-****-####	携帯 ・ 勤務先 ・ 自宅 0241-27-2019
3	喜多方 健太郎 (祖父)	携帯 ・ 勤務先 ・ 自宅 090-XXXX-????	携帯 ・ 勤務先 ・ 自宅 0241-55-6666
4	高郷 次郎 (叔父)	携帯 ・ 勤務先 ・ 自宅 0241-44-2113	携帯 ・ 勤務先 ・ 自宅 090-QQQQ-0000

児童家庭調

【父母の状況】

		父	
父母不在の理由		☐ 離婚 ☐ 死別 ☐ 未婚 ☐ 別居	
未就労の場合		☐ 職業訓練校等に通学 ☐ その他(具体的に詳しく)	
※未就労及び保育にあたれない理由が本人の傷病等の場合は下欄に記入してください。			
疾病等	傷病	病名 ()	病名 ()
		☐ 入院期間 年 月 ~ 年 月 ☐ 通院 週間に 回通院 ☐ 長期加療(安静)期間 年 月 ~ 年 月	☐ 入院期間 年 月 ~ 年 月 ☐ 通院 週間に 回通院 ☐ 長期加療(安静)期間 年 月 ~ 年 月
	障がい	(障がい者手帳が交付されている方)	(障がい者手帳が交付されている方)
		種 級	種 級

◆求職活動中の方はハローワーク受付票の写しを、学校等に在学の方は在学証明書や時間割等の写しを添付してください。

◆病気等があれば記入してください。

◆就労時間の記載、勤務する曜日に○を記載してください。

【祖父母の状況】

続柄	氏名・連絡先	児童と別居の場合は住所の学区を○で囲んでください	年齢	就労の有無	就労時間
父方	祖父	喜多方 健太郎	70歳	有・無	9:00~15:00 月・火・水・木・金・土・日
	祖母		歳	有・無	: ~ : 月・火・水・木・金・土・日
母方	祖父		歳	有・無	: ~ : 月・火・水・木・金・土・日
	祖母	熱塩 町子 0241-44-2113	78歳	有・無	: ~ : 月・火・水・木・金・土・日

児童と同居・別居に関わらず、祖父母が保育にあたれない理由(具体的に詳しく)

父方祖父は就労のため、母方祖母は介護を受けているため。

※同居・同学区内在住の祖父母の場合、保育を必要とする証明書類(申請案内5ページ掲載)の提出は不要です。

疾病等	※未就労及び保育にあたれない理由が、疾病等の場合は、右欄に記入してください、	氏名	熱塩 町子	氏名	
		病名 ()		病名 ()	
		☐ 入院期間 年 月 ~ 年 月 ☐ 通院 週間に 回通院 ☐ 長期加療(安静)期間 年 月 ~ 年 月		☐ 入院期間 年 月 ~ 年 月 ☐ 通院 週間に 回通院 ☐ 長期加療(安静)期間 年 月 ~ 年 月	
		(障がい者手帳が交付されている方)		(障がい者手帳が交付されている方)	
		種 級		種 級	
		(介護認定を受けている方) 介護度	要支援・要介護 2	(介護認定を受けている方) 介護度	要支援・要介護

◆理由が「高齢のため」の場合は、保育を必要とする証明書類の提出は不要です。

【帰宅状況】

①帰宅距離 1.7 km	⑤児童クラブから自宅までの経路略図 帰宅経路を赤線で記入してください。自宅付近は目印になるものを入れて詳しくご記入ください。 ◆お子さんが児童クラブから自宅まで 通常利用する経路の簡単な地図を記入してください。 ◆インターネットなどの地図で経路を表示し、コピーを添付していただいてもかまいません。このページに収まる大きさを、のり付けをしてください。
②帰宅方法 ☐ 徒歩 ☒ 迎え	
③所要時間 30 分	
④ 児童の主たる送迎者 ☐ 父 ☐ 母 ☒ 祖父 ☐ 祖母 ☐ その他()	

【確認事項】以下の項目についてご確認の上、該当する□に☑をいれてください。

1. 希望施設の定員により、児童クラブに登録できない場合について伺います。
☒ ①登録できるまで待機する → () 月までは待つがそれ以降は申請を取り下げる
☐ ②申請を取り下げる
☐ ③【第一小学校のみ】「中央児童クラブ」または「しきみ児童クラブ」へ変更する
※変更されても申込状況によっては待機になる場合もございます。
2. 希望施設の定員により、児童クラブに登録できない場合で、長期休暇期間中のみ定員に空きがでた場合、長期休暇期間中の利用を希望しますか。
☒ ①以下の内容を承諾した上で、利用を希望する
1. 令和9年度の長期休暇中に通学する学区の児童クラブを利用する
2. 保護者が負担する経費である児童クラブ保護者負担金および教材費は月額分納付する(日割り計算はしません)
3. 本件に関わることについては市および児童クラブに従います
→ ☒ 夏休みのみ希望する ☐ 夏休み・冬休み・春休み(3月31日まで)すべてを希望する

☐ ②希望しない

【同意事項】以下の項目について同意できる場合は、□に☑をいれてください。

- ☒ 市ホームページや広報等で児童の様子について写真等掲載されることに同意します。
- ☒ 児童クラブのお知らせに児童の名前(フルネーム)が掲載されることに同意します。

同 意 書

喜多方市放課後児童クラブの登録申請について、次の事項に同意します。(確認欄に☑)

※ 同意いただけない事項がある場合、登録できません。また、同意しても遵守いただけない場合、登録を取り消します。

同意事項	確認欄
虚偽の申請を行った際は、利用許可を取り消す場合があります。	✓
勤務先など、申請内容に変更があった場合は、速やかに届け出ます。	✓
児童が安全安心に施設を利用するため、児童クラブが必要とする個人情報の提供に協力します。	✓
児童クラブの利用に関し必要な場合は、市や学校、就学前利用施設(こども園・保育園)など関係機関と児童の情報を共有することについて同意します。	✓
児童クラブの利用を必要とする事由に該当しなくなった時は、速やかに退会届を提出します。	✓
欠席する時やお迎えの時間・保護者が変更になる場合は、保護者等が児童クラブに連絡します。	✓
児童の送迎は、決められた時間を守ります。	✓
事故や病気等により、児童クラブから緊急の連絡を受けた時は速やかに迎えに行きます。	✓
保護者負担金や諸経費は、指定の期限内に支払います。	✓
児童が支援員の指示に従い、ルールを守って利用できるよう、家庭でも指導します。	✓
悪ふざけや乱暴な行為により、備品等を壊した場合の損害については、原則、保護者が責任を負います。	✓
児童クラブ管内および児童クラブ利用児童の写真をSNSに掲載しません。	✓
同意事項を遵守できず、登録を取り消されても異議申し立てしません。	✓

以上、すべての事項について同意し、放課後児童クラブの登録を申請します。

令和8 年 10 月 15 日

喜多方市長

住所

喜多方市字御清水東7244-2

※P10～P13までの登録申請書等と一緒に、この同意書も必ず提出してください。

※提出がない場合は、同意いただけないとみなし登録できません。

氏名(自署)

喜多方 一郎

氏名

喜多方 太郎

喜多方 花子